

第 2 次吉川市歯科口腔保健推進計画策定方針（案）

第 2 次吉川市歯科口腔保健推進計画は、以下の方針に基づき策定するものとする。

- 1 歯科口腔保健の推進に関する法律を踏まえるとともに、吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例の基本理念に則したものとする。
- 2 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や「埼玉県歯科口腔保健推進計画」に加え、「吉川市健康増進計画」等との整合を図るものとする。
- 3 現在の吉川市歯科口腔保健推進計画の実施状況や評価を踏まえるとともに、可能な限り、国の定める目標値の達成を目指すものとする。

現在の計画の構成

- 1 章 計画策定の背景・趣旨
- 2 章 吉川市の現状
- 3 章 計画の位置付けと計画期間
- 4 章 基本方針と取り組み
- 5 章 計画の推進
- 6 章 資料